

新要介護認定システムについて

福祉自治体ユニット代表幹事

愛知県高浜市長 森 貞述

1. 認定システムは、「介護の手間」つまり現実に提供されている介護サービスの在り方を基礎にして構築されている。したがって、介護サービスの質的・量的向上が進めば、これに対応した認定システムの見直しは、当然必要となる。その意味で、今回の認定システムの見直しは、評価される。

2. とは言え、要介護度の変更によるサービスの利用に支障がある場合を考えて、こうしたことを避けるための経過措置は必要となる。したがって、平成21年度からの施行にあたって、経過措置を置いたことは了解できる。

3. しかし、要介護度の認定について、（経過措置希望調書を踏まえ）利用者の希望どおりに要介護度を定めることができるような方法は、介護保険制度の根幹にあたる認定についての不信感を招くばかりか、認定の形骸化につながり、認定審査会委員の役割を無視するものとして、きわめて残念である。

4. 要介護認定は、保険事故を規定するもので、その基準は全国一律であることは当然である。しかし、その運用は市町村の自治事務である。保険者の意向を無視するものであってはならない。現実のサービスとの乖離が生じた場合の経過措置の適用についても、保険者に委ねるべきである。

5. 今回の認定システムの改定にあたって、新しい『要介護認定 認定調査員テキスト』の公表が遅れたり、介護の手間がないことを「自立」と呼ぶような非常識な表現、あるいは事前の保険者に対する説明不足は、あきらかに厚生労働省の不手際であり、批判は避けられないものと考えられる。

6. しかし、この問題と新しい要介護認定システムの妥当性とは、全く別な問題であると、私たち福祉自治体ユニットは考えている。公表にあたっての不手際とシステムの妥当性を混同した論議を行うことは危険である。新システムの妥当性については、冷静かつ科学的に検証されるものであって、施行にあたっての不手際をそのまま新システムへの批判に結びつけることは、いたずらに認定制度ひいては介護保険制度への不信感を煽りたてることになかねない。

7. 新しい要介護認定システムについては、現実の認定状況を見ると、我が市においては特段の問題は生じていない。求められることは、認定調査員の質向上、公正かつ適切な要介護認定審査会であり、早急にその施策を樹立すべきである。

8. もちろん、認定にあたっての最大の不満が見られる認知症については、認知症に対応できる適切なサービスの開発が遅れていることや、家族が介護に疲弊していることから、その要介護度について納得が得られないという現実をよく理解できる。しかし、要介護度を上げても、対応するサービスがなければ何の解決にもならない。認知症への効果的なサービスを創り上げていくことこそが、解決への唯一の道ではないか。

9. 繰り返しになるが、介護保険の保険者は市町村である。今回の問題をはじめ、厚生労働省は市町村への「技術的助言」を逸脱した集権的な指導が目立つ。新要介護認定システムの説明、「経過措置」の在り方についても、介護保険の適切な運営を行ってきた市町村との協議はきわめて不足している。少なくとも福祉自治体ユニットの市町村は、在宅サービスを中心に、その質向上にも真摯に取り組んできたつもりである。高浜市では、区分支給限度額についても上乘せしている。あらためて、介護保険の運営主体が市町村であることを踏まえて、市町村に混乱が生じさせないためにも、十分にその意見を聞くことを強く求めるものである。

以 上

要介護認定・要支援認定の更新申請をされる皆様へ

平成21年4月から、申請されたご本人にかかる介護の手間をより正確に反映するため、要介護認定の方法の見直しが行われました。

（詳しくは、別添「4月からの要介護認定方法の見直しについて」を参照してください）

しかし、今回の見直しにより「軽度に認定されるのではないか」等のご不安が生じているとのご指摘もありましたので、厚生労働省では利用者・家族の代表や専門家による「検証・検討会」を設けて、きちんと検証を行うこととしています。

そのようなことから、安定的な介護サービスのご利用を確保する観点から、「検証・検討会」の結果が出るまでの間、更新前の要介護度とご希望があれば、更新前の要介護度と異なる結果になった場合は、更新前の要介護度のままにすることが可能となる経過措置を行うこととしました。

つきましては、別紙により、仮に要介護度が異なった場合、従来どおりの要介護度を希望されるかどうかをお聞かせください。この希望に基づき、更新後の要介護度が決定されます。

ご協力をお願いします。

要介護認定方法について

要介護認定は、①ご本人の心身の状況を調査する（認定調査）とともに、②主治医の意見をきき（主治医意見書）、全国統一の介護認定ソフトにより一次判定（仮判定）が決定されます。③これらの資料に基づき専門機関（介護認定審査会）により、認定調査時の「特記事項」や主治医意見書の「特記すべき事項」などを基に個人ごとに慎重に審議され、ご本人の現在の状態にあったに要介護度が決定されます。

このことから更新認定により、ご本人の要介護度に変更が生ずる場合がありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

不明な点につきましては、いきいき広場内介護保険グループまで、お問合せください。電話 52-9871

要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調書

申請者氏名	
被保険者番号	
記入（意思を確認した）日	平成 年 月 日
この調書の記載者の氏名及び事業所名（※）	
申請者と記載者の関係	本人・家族（親族） その他（ ）

※事業所名は、記載者がご本人又はご家族（親族）の場合は、記載不要です。

申請者の意思

① 従来（更新申請前）の要介護度とする措置の必要について

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	1 必要なし（今回認定される要介護度でよい）
	2 必要あり（従来の要介護度のままだを希望する） 下記②の欄の記入もお願いいたします。 （この場合、ご本人の状態と異なった要介護認定区分となり、介護サービス利用時に支障が生ずることがあります。）

② ①で「必要あり」に○をした方は、次のどれを希望されますか

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	1 従来より <u>軽度になった場合</u> 、従来の要介護度に戻す。（重度になった場合はそのままよい） （ご本人の状態より重度と認定されることとなり、本来のサービス利用料より高くなります。）
	2 従来より <u>重度になった場合</u> 、従来の要介護度に戻す。（軽度になった場合はそのままよい） （ご本人の状態より軽度と認定されることとなり、本来必要とされるサービス利用量の提供ができなくなります。）
	3 従来より <u>重度になっても軽度になっても</u> 、従来の要介護度に戻す。 （上記双方どちらかの状況となります。）

（注）「要介護度」とは、要介護状態区分及び要支援状態区分のことです。